

明治期における皇室の福祉事業

—日本赤十字社の災害救助との関わりから—

宮城 洋一郎

はじめに

明治新政府による救済施策は、「恤救規則」(明治七年十二月制定)に多くを依拠してきた。これは、きわめてきびしい制限主義の立場があり、その救済対象がごく限られていたことはすでに指摘されてきたとおりである。そうした中で、皇室が担っていく福祉事業は、政府の施策を越えた影響力の大きさから、重要な意味を持つてきた。

そうした状況にあつて、西南戦争で「敵人」であつた西郷軍をも救済対象として活動した博愛社の事業はいち早く明治天皇、皇后両陛下の着目されることとなり、多大な支援がなされていった。その支援は、日本赤十字社へと発展していく中で、社員数の拡充へとつながり、日清、日露

の両戦役を経て、戦時における医療救助を柱に「博愛」の原点を有した事業を確立していった。

こうした皇室と博愛社・日本赤十字社との医療救助を基礎とする事業の展開にあつて、災害救助に関する事業も注目すべきところがある。この災害救助が多大な貢献を果たしてきた背景には、皇室からの積極的な働きかけがなされていた。

本稿では、明治期においてこうした災害救助がどのような経緯からなされていったかを、日本赤十字社の歩みをもとに検証していくこととする。皇室と博愛社・日本赤十字社との関わりの中から、災害救助活動をどのように捉えていくかに、皇室の福祉事業の意義が内包されていると考えられるからである。なお、ここでは、その検証のために、日本

赤十字社の社史を基礎資料に位置づけていくこととする。

こうした観点については、すでに日本赤十字社の初代社長であった佐野常民について実証的に明らかにされた吉川龍子氏の研究⁽¹⁾があり、本稿もそれに負うところが大きい。日本赤十字社の社史をもとにさらに深めていくべき視点を採りながら稿を進めていくこととする。

一、『日本赤十字社史稿』について

まず、明治期の博愛社・日本赤十字社の歴史を確認するために、『日本赤十字社史稿』の検討からはじめたい。

明治期の皇室の福祉事業を担われた昭憲皇太后について、小田部雄次氏によると、皇太后は傷病兵救護にあたった日本赤十字社、同篤志看護婦人会への対応は「丁重であった」とされている⁽²⁾。福田会、東京養育院あるいは東京慈恵医院など特筆すべき福祉事業との関わりも多いが、その「丁重さ」について考えることで、福祉事業の意義を見出せるのではないだろうか。その意味で、明治期の日本赤十字社の歩みをたどるべく、その中核となる資料である『日本赤十字社史稿』（以下『社史稿』）をここに紹介していくこととしたい。

『社史稿』には、奥付がないため、冒頭の「緒言」から、本書成立の由来をたどってみると、次のようなことが提示

されている。

本書の刊行は、明治四十四年（一九一）十二月である。本書刊行の直接の契機は、明治四十一年に「社史編纂委員会」が設けられ、子爵・松平乗承理事が委員長となり、岩崎駒太郎、吉安延太郎、鷺見徳三郎、土岐恭、佐藤忠淳を委員とし、平山成信、笠原光雄両理事との協議を経て編纂したとする。

ところが、明治四十一年の社史編纂委員会に先立って、「社業ノ沿革ヲ詳録セルモノナキヲ遺憾」とする理由から同三十一年に岩崎駒太郎賛事を編纂主任とする社史が脱稿していたが、「清国事件」の影響で「校訂印刷スルノ機会ヲ得ス」また「日露戦役救護実施」などにより「空ク年月ヲ経過」した後、「旧稿ヲ刪訂シ明治四十年ニ至ル十年間ノ事績ヲ増補」して、刊行となったとその経緯が述べられている。

このように、明治後半期の激動の中で、社業を歴史的に捉え返す編纂作業を経て、日本赤十字社の社史刊行となったとしている。その後、この事業は継続され、平成二十三年（二〇一一）には『日本赤十字社史稿』第十一卷（平成八年～同十七年）が発行されている⁽³⁾。

このような経緯の中で『社史稿』が刊行されたが、その内容は実に膨大である。本文は一七五八頁に及び巻末には

二八五頁にわたって赤十字関係諸条約から名誉社員人名簿さらには社長であつた佐野常民の伝記などを掲載している。本文の目次も二十頁に及び、同社の業績を詳細に記している。その叙述の範囲は、「凡例」において示されているように、「明治十年博愛社創立」から「明治四十年日露戦役救護事業終了」までとしている。そこに、創立以降の重要な時期として「日露戦役」があり、これを以てその業績の到達点とするという理解があつたことが了解される。

このような『社史稿』の概要を踏まえた上で、次に博愛社から日本赤十字社に至る過程からその特色を探っていくこととした。

二、博愛社から日本赤十字社設立へ

『社史稿』が継続して刊行され、また、日本赤十字社設立の周年記念ごとに刊行物が出版されてきたこと⁽⁴⁾で、その創設時に関わる状況については周知のこととして理解されてきた。ここでは、『社史稿』の記述に基づいて、博愛社からの歩みを「社則」を中心にたどっていくこととする。

よく知られているように、博愛社は、明治十年（一八七七）二月の西南戦争において佐野常民、大給恒らが戦争の傷病者救護を目的に結成された救護団体である。『社史稿』によると、同年三月に「社則五條」を定め、社名を博愛社

としたとし、その社則を次のように記している。⁽⁵⁾

第一條 本社ノ目的ハ戰場ノ創者ヲ救フニ在リ一切ノ戦事ハ曾テ之ニ干セス

第二條 本社ノ資本金ハ社員ノ出金ト有志者ノ寄附金トニヨリ成ル

第三條 本社使用スル所ノ医員看病人等ハ衣上ニ特別

ノ標章ヲ著シ以テ遠方ヨリ識別スルニ便ス
敵ノ傷者ト雖モ救ヒ得ヘキ者ハ之ヲ収ムヘシ

第五條 官府ノ法則ニ謹遵スルハ勿論進退共ニ海陸軍

医長官ノ指揮ヲ奉スヘシ

その後、四月六日に設立の願書を太政官に提出するも、聞き届けられなかったために、佐野は熊本城内の征討軍団本営に入り、山形有朋、小澤武雄らに結社の目的を述べ、その賛意を得て、征討軍総督・有栖川宮熾仁親王に博愛社創立の願書（明治十年五月三日付）を出し、その許可を得ている。

この設立の願書については、吉川龍子氏が写真で紹介されているが、そこでの鍵となるところは、「暴徒ノ死傷ハ官兵ニ倍スル」との認識から、彼等に対して「大義ヲ誤リ王師ニ敵スト雖モ亦皇国ノ人民ナリ皇家ノ赤子タリ負傷坐シテ死ヲ待ツモノモ顧ミサルハ人情ノ忍ヒサル所」と述べ

て、「社則」第四條の趣旨を踏まえての主張となつてゐる。このように、「敵人」に対する捉え方を戦場の現場で、救護の対象とする理解を得たことが、博愛社の活動を確かなものとさせた。そこには、明治天皇による大坂陸軍臨時病院への臨幸（三月三十一日）など、負傷者への皇室の働きかけがあり、黙視すべき状況にはなかつたことも考えられる。

そして、八月には、宮内省より博愛社に「金千円」の「御下賜」があり、その地位と役割を確かなものとしていくこととなつた。

これらの成果を得て、博愛社は明治十四年（一八八二）一月、全八十一条からなる博愛社規則を定め、「派遣博愛社病院」をはじめ社員の規定などを盛り込み、その組織の体系化を図つていく。そして、明治十七年（一八八四）十二月に赤十字条約（ジュネーブ条約）加盟の建議書を政府に提出し、同十九年十一月に同条約加盟の勅令が公布された。

これを機に、明治二十年（一八八七）三月二十五日に臨時總會が開催され、日本赤十字社と社名を改称し、五月二十日に日本赤十字社第一回社員總會を開き有栖川宮熾仁親王を総裁に推戴し、「常議員」を選出している。その上で同月二十四日に佐野常民の社長就任の勅許を得て、新社則を發表した。

この新社則では、「第一條」に「戦時ノ傷者病者ヲ救護愛護シ力メテ其苦患ヲ軽減スルヲ目的」とするとし、「第二條 兩陛下ノ保護」を明示した。その上で、「第四條 平時及ヒ戦時ノ事業」を定めたのであつた。⁽⁷⁾

ここで、「第二條 兩陛下ノ保護」が明らかにされ、天皇、皇后兩陛下から「年々金五千円下賜」されることとなつた。

こうして、皇室の保護が明らかとなつたが、吉川龍子氏は、この条が当時の西欧諸国の王室が救助事業に力を注いでいたのを倣つたものとされ、オーストリア赤十字社の社則にも同様の文面がみられるとされている。⁽⁸⁾

そうした西欧諸国の動向を背景に考える必要があると同時に、この条文から明確に位置づけられたところを、さらに一歩進めて分析していく必要があるのではないだろうか。そこで、次節では、皇室と博愛社・日本赤十字社との関わりについてさらにたどつていくこととしたい。

三、皇室の恩顧と災害救助事業

『社史稿』においては、博愛社創設から日本赤十字社への歩みを記載するだけでなく、特に第一編第二章に「皇室の恩眷」を配し、明治十年三月の大坂にある陸軍臨時病院への臨幸から同二十年の日本赤十字社への改称、總會こ

との行啓、濃尾大震災などへの救護、明治二十七・二十八年戦役、同三十七八年戦役等々に対する皇室の仁慈に関わる記述を重ねている。

日本赤十字の活動との関わりの中での「皇室の恩眷」の意義がここにまとめられていて、『社史稿』が特に力点をおいていたことがわかる。明治期に刊行された日本赤十字社の歴史に関わる書物（註（3）参照）には、皇室に関わる事項を記すものの、章を立てて言及するには至っていないことから、『社史稿』の立脚点のひとつが明示されているといえるであろう。

そこで、ここに記された事績の中から、災害救助に関わる事項を中心にして導かれるところを分析しながら、福祉事業への手がかりを得ていくこととする。この立場から、ここではまず『社史稿』第一編第二章の記述を紹介しながら、「皇室の恩眷」に基づく事業について考えてみたい。

先述のように、日本赤十字社の前身である博愛社は、西南戦争における官軍、西郷軍の救護を目的に組織されたが、この戦争開始の明治十年には、前節でふれたように二つの注目すべき事績が記されている。第一は、三月三十一日に明治天皇の大坂陸軍臨時病院への臨幸であった。第二は、八月七日に宮内省から博愛社に「金千円」の下賜がなされたことである。

前者では、陸軍臨時病院院長への勅語があり、また皇太后・皇后両陛下からの「親製ノ綿撒糸及葡萄酒煙草ヲ患者ニ賜」ことが記されている。特に、後者では宮内省より博愛社に対する「恩命」として次のように記している。

今般博愛社結社ノ趣被 聞召奇特ノ儀ニ付 思召ヲ以テ金千円下賜候事

とあるように、博愛社設立の理念を「奇特」と表現されている。そこには、第一に記した事績にもあるように、戦争による負傷者の存在を深く受けとめる立場を見出すことができる。

この二つの事績について、『社史稿』は「博愛社結社ノ主旨又ハ其存在ヲモ未タ国民ニ知ラレサル」ときに、また「西南ノ戦乱未タ平定ヲ告ケスシテ」という中での下賜であることで「本社力救護ニ従事セル際実ニ望外ノ恩賜ヲ拝セリ」としている⁽¹⁰⁾。

その記述から、西南戦争の混乱のさなかにあつて、博愛社の主旨を認め、積極的な救護の姿勢を明らかにし、その後が続く博愛社への援助を広げていくことにもなっている。それを、博愛社の活動が十分に浸透していないときに、しかも西南戦争が決着を見えない段階で行動が起こされたことに『社史稿』は着目したのであった。

さらに、具体的な援助として、明治十二年八月宮内省御

用邸内に博愛社事務所を置くこと、同十六年以來「皇后陛下ノ恩召」により「金三百円」を下賜されていく。

このように、皇室の博愛社への援護がその早い段階で明らかになされたことにより、同社の発展の基礎が明確となり、そこから、財貨と物資による支援という援助の基本が明らかにされているといえるであろう。

こうした皇室の博愛社への援助の方向性が提示される中で、災害救助という課題が提起されてくる。「社史稿」には、天災救護に関する事績について、日本赤十字社と改称された後の明治二十一年以降の事績にふれたところで述べられている。

磐梯山ノ破裂土耳其軍艦ノ沈没濃尾震災ノ慘聞東京ニ達スルヤ本社ハ当時天災救護ノ事業ヲ執行スルノ規定ナシ⁽¹¹⁾ 皇后陛下ハ即時御内旨ヲ下サレ速ニ赴キ救ハシメラレタリ⁽¹²⁾

このように記して、明治二十一年（二八八八）七月の磐梯山噴火、同二十三年九月のトルコ軍艦沈没の事故、同二十四年十月の濃尾大震災などに対する救護費の下賜について示している。

ここに提示された磐梯山の災害について『社史稿』によると、明治二十一年七月十五日の磐梯山山頂の火炎噴出とその惨状を記した上で、「皇后陛下仁慈ノ内旨」について

次のように記している。

皇后陛下此惨状ヲ聞召サレ同月十九日午後吉井宮内次官ヲ以テ本社医員派遣ノ内旨ヲ下サレタル⁽¹³⁾

とあり、皇后陛下からの「内旨」があつて、活動が始まつたとしている。これを受けて、日本赤十字社は、救護員を同月二十日に出発させ、その日の午後には「福島県郡山駅」に到着したが、次のような事情が記され、現地である猪苗代町到着は二十一日となつた。

変災以來或ハ官吏ノ派遣或ハ學術研究又ハ慈善等ノ目的ヲ以テ罹災地ニ赴ク者陸續踵ヲ接シ為ニ車馬人夫欠乏シテ一モ得ル所ナク徒ニ二時間余ヲ費シテ僅ニ荷車一輛ヲ雇ヒ之ニ器械材料ヲ積載シ歩行五里ニシテ日全ク暮レ尚ホ三里中山峠ヲ越ヘテ夜十一時山瀉村ニ投宿シ翌廿一日山瀉ヲ距ル三里猪苗代町に到着⁽¹⁴⁾

と記すように、現地到着に至る困難な状況を記している。噴火発生から皇后陛下下の「内旨」を受け、現地に到着するまでに二日を要し、噴火発生から数えると六日となる。しかも、「罹災地ニ赴ク者陸續」とあるように、既に他の救援団体等の現地入りが記され、日本赤十字社においては遅れをとつていたことが示されている。特に「徒ニ二時間余ヲ費シ」とあるように、こうした事態に対する忸怩たるものがあつたと推測される。

このような状況にあったことは、『社史稿』に述べられているように、「天災救護ノ事業ヲ執行スルノ規定ナシ」ということに主たる要因があった。その遅れを皇后陛下下の「内旨」によって克服し、積極的な医療活動へとつなげたことで、役割を果たすことができたといえよう。

こうした状況ではあったが、それでも、「携帯ノ器械藥品消毒材料」により医療活動を懸命に展開したことが明記され、専門的な医療技術を的確に発揮することができた。また、八月八日には、皇后陛下から罹災者救護費二百円の下賜があった⁽¹⁵⁾。そこには、日本赤十字社の救助活動が医療を核にして展開されていた点に、その特色があったことを明瞭に示している。

こうして、戦時における救護を目的として設立された博愛社・日本赤十字社が緊急災害時に適切な対応をとる立脚点が提示されたことで、戦時から災害時さらには緊急援助という福祉事業が担うべき意義を付与していくこととなった。

この方向は、明治二十四年（一八九一）十月二十八日の濃尾大震災にあつては、発生の翌日愛知県知事からの日本赤十字社への救護員派遣請求の電報により、社長・佐野常民は直ちに参内して皇后陛下下に内奏し、「速ニ医員看護婦ヲ派遣シ厚ク救護ヲ尽スヘキノ内旨ヲ賜ハリ」、その夜に

「医員二名、看護婦四名」を派遣している⁽¹⁶⁾。その対応は、磐梯山の事例よりもいっそう迅速になされている。そこに、前回の例を克服していくところが示された。こうした実績により、日本赤十字社は、明治二十五年四月の第六回総会において「第四條一項」に次の項目を増補することを可決した⁽¹⁷⁾。

第一臨時天災ノ場合ニ於ケル負傷者ヲ救護スルコト

第二前件ノ費用ハ特ニ有志者ノ寄附金ヲ募集シテ補充スル事

こうして、社則に明示されることで、以後の災害救援が幅広く展開していくこととなったのであった。

その例として、明治二十九年六月十五日の三陸海嘯の救護についてみていくこととする。『社史稿』（一六二―三頁）では、その被害の惨状を明らかにした上で、「宮城、岩手、青森ノ三支部ハ時ヲ移サス救護員ヲ続発シ各地ニ仮病院又ハ治療所ヲ設ケ傷病者ノ救護ニ従事」とあるように、現地に近い支部が全面に出て医療救護に当たった。

ここから明らかなことは、「時ヲ移サス」とあるように、磐梯山噴火、濃尾大震災などの大きな災害の救護を経て、迅速に対応するという災害援助の原則が確立され、その上で、現地に近い支部が医療救護に当たるといふ体制が整えられたのであった。

磐梯山噴火における皇后陛下の「内旨」を経て、災害救助の体制を確立させたことで、日本赤十字社の事業に災害救助の柱ができることとなった。

このような活動が可能となった背景には、明治十年にはじめて「金千円」の下賜があり、同十六年に皇后陛下の下賜金三百円があり、日本赤十字社と改称されたさいに「年々五千円下賜」となり、同二十一年には同社の資本として十万円が下賜されるなど、年ごとに下賜金が増額されてきたことがある。それにもなつて、設立当初の明治十年に社員数三十八名であったが、日本赤十字社と改称されたさいには二百九十七名となり、明治二十六年に総数四万五千三百十七名となっている。その後、「日清戦役」(明治二十七年)があり、同三十年には四十五万余名というように、社員数の飛躍的な拡大があった。⁽¹⁸⁾

そして、社員数の拡大は、支部数の拡充発展を意味し、先の三陸海嘯の救護で活躍した宮城支部は明治二十七年に結成されており、「時ヲ移サス」の対応の基礎ができていたことを明示している。⁽¹⁹⁾

こうして、社則に災害救護が明記されることで、支部がその任に当たり、本部との連携を図っていくという災害救助の基本的な方式を提示するに至ったのであった。

このように、災害救助活動から、迅速な対応を旨とする

救助の基本が、皇后陛下の「内旨」に発していること、それを受けて積み上げた活動が効力を発揮してきた事実を認めることができた。

まとめ

災害救助を中心に皇室と日本赤十字社の事業との関わりを記してきた。災害救助についての規定を持たなかった日本赤十字社が、皇后陛下の「内旨」により、大きな転換を果たし、災害救助への道筋を確立していく経緯が明らかとなった。そこに、西南戦争以来博愛社の活動に着目し、支援してきた皇室の福祉事業への視点の確かさが内包されていたと理解できる。それは、先に記した小田部雄次氏が明記した「丁重さ」のあらわれでもあったのではないだろうか。

こうして、現代における日本赤十字社の災害救助の原点が明らかとなり、災害救助に社会的な影響力を発揮してきた根柢のひとつを確認できるのではないだろうか。

註

(1) 吉川龍子『日赤の創始者 佐野常民』、吉川弘文館、平成十三年。

(2) 小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后』、ミネルヴァ書房、平成十八年、一五五頁。

(3) なお、『日本赤十字社史稿』（社史稿）発行の前後に、

管見の範囲ではあるが、次のような日本赤十字社の歴史を記述した書籍が刊行されている。

丸山三津平『日本赤十字社沿革史』博愛社、明治三十六年。

栗原 芳『日本赤十字社沿革史』博愛館、明治三十六年。神戶 務『日本赤十字社発達史』帝国廢兵慰藉会、明治三十九年。

日本赤十字社校訂、川俣馨一編『日本赤十字社発達史』、日本赤十字社発達史発行所、明治四十三年。

(4) 最近では日本赤十字社企画広報室編『日本赤十字社創立一三〇周年記念誌』日本赤十字社刊、二〇〇七年が出版

されている。

(5) 『社史稿』、九二頁。

(6) 吉川龍子、前掲書、八七頁。

(7) 『社史稿』、一五九〜一六〇頁。

(8) 吉川龍子、前掲書、一一二頁。

(9) 『社史稿』、四六頁。

(10) 同右。

(11) 『社史稿』、五五頁。

(12) ここに提示された三件のうち磐梯山噴火と濃尾大震災については、後述するが、トルコ軍艦沈没の事故は、ここでその概要を記しておきたい。この事故は、明治二十三年（一八九〇）九月十六日にトルコ軍艦エルトゥール号が沈没した事故である。同軍艦はトルコ皇帝アブデュルハミト二世より天皇陛下に勲章を贈呈するために派遣されていた。その贈呈を終えた後に船中でコレラ患者が発

生したために滞在期間が延長し、本国政府の指示で九月に帰国となったが、紀州沖で沈没した。この報を受けた宮内省は待医等を派遣したが、日本赤十字社に医員の派遣が要請され、負傷者等の治療に当たった。（社史稿）、

一五八〜一五九三頁、吉川龍子、前掲書、一六五〜一六八頁）。

(13) 『社史稿』、一五七九頁

(14) 『社史稿』、一五七九〜一五八〇頁。

(15) 『社史稿』、一五八〇〜一五八二頁。吉川龍子、前掲書、一六三頁。なお、磐梯山噴火にさいしての皇室の支援等

については、米地文夫『磐梯山爆発』（シリーズ日本の歴史災害4、古今書院、平成十八年）一四五〜一五〇頁

参照。

(16) 『社史稿』、一六〇三頁。

(17) 『社史稿』、一七五〜一七六頁。

(18) 『社史稿』、三三四〜三三六頁。

(19) 支部が遭難事故に対応した早い例として、明治二十五年十一月三十日愛媛県沖で発生した「帝国軍艦千鳥号ト英国飛脚船『ラベーナ』号ト衝突」事故があり、愛媛支部が急報に接して直ちに「幹事三名医員一名及看護婦ヲ派遣」している。（社史稿）、一五九三頁）。

（皇學館大学名誉教授）